**棚塩地区農業的利活用エリア基本計画検討業務委託仕様書**

**１　業務名**

棚塩地区農業的利活用エリア基本計画検討業務委託

**２　業務委託期間**

契約締結日から令和8年3月27日（金）

**３　目的**

浪江町（以下「町」という。）は、平成29年3月に一部地域で避難指示が解除され、令和5年3月には特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。

それぞれの地域では、復旧・復興事業が進み、令和7年8月末時点で町内の居住人口は2,383人となった。居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前に比べ1割程度の居住人口となっている。

町の基幹産業である農業では、水稲を中心に営農が再開され、花き栽培、たまねぎ栽培の新規作付も進められている。一方で、営農再開面積は、令和6年度末時点で約666haとなっており、震災前の約2,034haの約32.7％に留まっている。

　また、令和6年度までに各地域で地域計画が策定され、概ね約7割の農地に担い手の貼り付けが実現し、今後、着実な営農再開が進むことが想定される。その地域計画策定の過程において農業者等と意見を交わす中で、儲かる農業のかたちや地力の低下、将来にわたる担い手、後継者不足という課題が確認された。それは、これまで営農再開の中心となっていた水稲や、たまねぎ農家も含まれている。

　このため、本業務では、令和7年3月に改訂された浪江町防災集団移転元地利活用方針で設定された農業的利活用エリアにおいて、町の農業を取り巻く課題等の解決に資するエリア整備の基本計画策定のための検討を行う。

**４　業務委託の内容**

**（１）計画条件の整理**

　浪江町の現状（位置・遠隔、交通、自然、歴史、文化、産業、観光、法規制等）や課題を整理する。

**（２）事例調査**

　特色ある農業振興拠点の先進事例や近隣事例、これに類する施設の概要について整理する。先進事例及び近隣事例は、それぞれ最低でも5事例以上整理を行うこと。

**（３）当該エリアの前提条件の整理**

　浪江町防災集団移転元地利活用方針及び前項までの検討成果を踏まえ、ニーズ調査で用いる当該エリアを整備するための基礎となる前提条件のとりまとめを行う。

　様々な地目、地権者があり、災害危険区域という特殊事情も踏まえ、土地利用や整備できる施設規模などの条件もとりまとめを行う。

**（４）ニーズ調査**

主な利用者を想定し、利用者のニーズや住民の要望等を反映させる目的で調査を実施し分析する。また、地域振興の観点から、農業関係者や商業関係者、地域関連各種団体等に対して必要な調査を実施し分析する。

ニーズ調査においては、既に実施した様々な調査結果を参考にしつつも、各種団体等最低10者には調査を行うこととする。

**（５）基本計画の骨子の作成**

　（１）から（４）を検討した結果を整理し、次年度以降の基本計画作成に向けた当該エリ アの利活用に係る骨子を作成する。なお、骨子としてとりまとめる事項は、発注者と協議の 上、決定する。また、骨子検討時点の事業区域全体の将来イメージを表す鳥瞰イメージ図を 作成する。なお、具体的な表現内容（施設、活動イメージ）については、発注者と協議の上、 決定する。

**（６）各種会議の開催支援**

基本構想及び基本計画に関する各種会議の開催に際し、必要な資料作成や議事録作 成等を行う。

ア　浪江町「農業振興拠点」整備推進会議（仮称）の開催支援

策定までに１回程度開催（その他必要に応じて開催する。）

イ　浪江町「農業振興拠点」整備庁内関係者会議（仮称）の開催支援

策定までに１回程度開催（その他必要に応じて開催する。）

ウ　打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、初回、納品時の他、上記各種会議の進捗に併せて１回/月程度 実施

する。担当者と密に連絡をとり、打ち合わせ後に議事録を作成し、相互に確認する。

**（７）業務報告書の作成**

以上の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。また、本事業内容を広く一般住民に説明する概略版を作成する。

**５　成果品**

本事業の成果品は次のものを提出する。なお、電子データについてはＰＤＦファイ ル及び加筆修正ができる電子データファイルをCD-RまたはDVD-Rの媒体に記録し、市販 ソフトウェア（Word、Excel 等）にて、容易に閲覧及び印刷ができるものとする。

(１)業務報告書 （Ａ４（一部Ａ３）・カラー・キングファイル綴じ）　２部

(２)基本計画（骨子）概略版 （Ａ４（又はＡ３）・両面・カラー）　２部

(３)上記の電子データ一式　２部

 ※電子データのファイル形式は、PDF 形式、MicrosoftWord 形式、MicrosoftExcel 3 形式、MicrosoftPowerpoint 形式とする。

（４）提出場所　浪江町役場 農林水産課農政係

（福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7 番地の2）

（５）提出期限　令和８年３月２７日

**６　その他業務遂行上の留意点**

**（１）著作権**

成果品一式の著作権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、浪江町に帰属するものとする。

**（２）第三者の権利侵害**

本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

**（３）情報の保護（守秘義務）**

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。委託期間中及び完了後も同様とする。

**（４）賠償責任**

受託者の責めに帰すべき事由により、浪江町又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

**（５）再委託の制限**

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ浪江町に承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

**（６）疑義に関する協議等**

本仕様書において明示なき事項は、浪江町と受託者においてその都度協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。